

中部運輸局自動車交通部

令和元年10月17日 14時00分発表

連絡先：
中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 岡田、金森
TEL 052-952-8038
中部運輸局 静岡運輸支局
輸送・監査担当 小松田、保本
TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

乗合バス事業者を車両停止処分

中部運輸局は道路運送法違反を確認した下記事業者に対し、車両停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：遠鉄タクシー株式会社（代表取締役 丸山 晃司）
住 所：静岡県浜松市中区上島1丁目11番15号
営 業 所：浜松西営業所（静岡県浜松市西区湖東町5671）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和元年10月17日付け 10日車（1両×10日間）
処 分 内 容：「事業用自動車の車両使用停止」、「文書警告」及び「文書勧告」

3. 監査実施の端緒

平成31年4月17日、市道三ヶ日尾奈日比沢線において、浜松市コミュニティバスを運行中、道路から空き地に逸脱したことを受けて、当該事業者の浜松西営業所に対し、監査を実施した結果、記4のとおり、道路運送法等関係法令の規定に違反する事実を確認。

4. 違反内容及び違反条項

- ①乗務等の記録をしていなかった
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項）
- ②事業用自動車内に事業者の名称、運転者の氏名、自動車登録番号を掲示していなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第42条第1項）
- ③事業用自動車内の物品の持込制限及び禁止行為に関する事項の掲示が適切でなかった

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第42条第2項)

④事業用自動車内の禁煙表示に関する事項の掲示が適切でなかった

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第42条第3項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 1点

当該事業者が付された累積違反点数 1点